

女性と若者向け自殺対策 Web 広告業務委託
に係る企画提案募集要項

令和 5 年 7 月

山梨県福祉保健部 健康増進課

1 実施の目的

本県の女性の自殺者数は増加傾向にあり、女性に対する対策の必要性が高まっている。また、令和4年の全国児童生徒の自殺者数が514人と過去最多を記録したことなどにより、厚生労働省が特に子ども・若者の自殺防止に向けた取り組みを強化していることを受け、子ども・若者にも必要な情報を届ける必要がある。

このため、自殺に関する情報を容易に入手しやすいインターネットの検索エンジンやWebページ等への広告を活用し、こころの健康相談統一ダイヤルなどの相談窓口を紹介する県ランディングページへの誘導を図ることを目的とする。

2 業務概要等

(1) 委託業務名称

女性と若者向け自殺対策 Web 広告業務

(2) 業務内容

別添「女性と若者向け自殺対策 Web 広告業務仕様書」（以下、仕様書）による。（採用された企画提案に基づき、業務内容は適宜調整する。）

(3) 委託料上限額

金2,994,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、上記のうち広告出稿費については1,497,100円以上（消費税及び地方消費税を含む。）とし、実費精算とする。

(4) 契約期間

契約を締結した日～令和6年3月31日

(5) 広告出稿期間

令和5年8月16日（予定）～令和6年3月31日

3 企画提案に係る日程

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和5年7月14日（金） |
| (2) 質問受付期限 | 令和5年7月24日（月） |
| (3) 質問回答 | 令和5年7月25日（火） |
| (4) 企画書の提出期限 | 令和5年7月27日（木） |
| (5) 審査委員会 | 令和5年7月31日（月） |

4 企画提案への参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加資格有資格者名簿に登録されている者又は企画提案審査の日までに名簿に登録見込みの者であること
- (3) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと

- (4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適切な者であると認められる者でないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（公邸手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと
- (6) 法人の役員等（非常勤の役員を含む。）に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ① 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人又は営業を許可されていない未成年者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (7) インターネット広告を熟知する等、本業務を適切に履行できる者であること。

5 企画提案に係る質問について

- (1) 受付期間 令和5年7月14日（金）～24日（月）
- (2) 提出先 山梨県福祉保健部健康増進課 心の健康担当
電子メール kenko-zsn@pref.yamanashi.lg.jp
- (3) 提出方法 電子メールとし、件名を「女性と若者向け自殺対策 Web 広告業務企画提案公募に関する質問」とし、電話にて事務局にメールの受信確認を行うこと
- (4) 提出書類 質問書（様式1）
- (5) その他 質問に対する回答は、令和5年7月25日（火）までに山梨県福祉保健部健康増進課ホームページ（<https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/>）に掲載する

6 企画書の提出について

当業務の受託を希望する者は、次により必要書類を持参又は郵送で提出すること

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書
 - イ 物品等競争入札参加資格審査結果通知書（4の（2）に該当することの証明書類）の写し
 - ウ 誓約書（様式2）
- (2) 提出部数
企画提案書 5部
- (3) 提出期限
令和5年7月27日（木）午後5時まで必着（郵送の場合も同様）
- (4) 企画提案書類作成上の注意点
別添「女性と若者向け自殺対策 Web 広告業務企画提案書作成における留意事項」を参照すること
- (5) その他
郵送により企画書を受け付けた場合には、事務局から電話での確認の連絡を行うので、郵送後3営業日以内に連絡がない場合には事務局に問い合わせること

提出期限後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない

(6) 提出先及び問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県福祉保健部健康増進課 心の健康担当

(電話) 055-223-1495 (FAX) 055-223-1499

(7) 企画提案書の審査会開催予定日

令和5年7月31日(月) 午前中を予定

※時間等、詳細は別途連絡する

7 審査方法・基準

(1) 応募のあった提案内容について、提出された企画提案書類及びプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案をした者を決定する

審査は、次の評価項目により点数評価を行う

審査項目	評価基準	配点
業務理解度	委託事業を十分理解の上、提案しているか。	10
ディスプレイ 広告	提案事業者の知識やノウハウを活かした工夫が見られ、内容が目的に照らして効果的であるか。 広告デザインは、対象者のクリックを喚起するデザインか。	30
リスティング 広告	提案事業者の知識やノウハウを活かした工夫が見られ、内容が目的に照らして効果的であるか。 広告文は、悩みを抱えた方(特に女性や若者)のクリックを喚起する工夫がなされているか。	30
その他の提案	女性や若者の自殺防止に向けた広報啓発に関し、効果的な提案をしているか。	10
実績	過去の実績から効果的な事業の実施が期待できるか。	10
価格	配点×(提案額-広告出稿費)の最小値/各提案者の(提案額-広告出稿費)	10

(2) 有効な提案書が1つに限られる場合は、審査会の意見徴収を省略する場合がある。

(3) 参加が無効になる場合

参加意思表明書及び企画提案書等が以下の項目のいずれかに該当する場合は、参加を無効とする場合がある。

ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの

イ 委託料が上限額を超えるもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

エ 参加資格のないもの

(4) 審査結果の通知

令和5年8月上旬に結果を通知する

8 契約の締結等

- (1) 7により選定された提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合もある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続を行う。
- (2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- (3) 契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

9 連絡先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁本館1階
山梨県福祉保健部健康増進課 心の健康担当
電話 055-223-1495
電子メール kenko-zsn@pref.yamanashi.lg.jp